

野焼き（屋外における焼却）から発展した火災が増えています

三浦市内において屋外でのごみ焼却や野焼きを原因とする火災が急増しています。焼却行為を行う際は、次のことに順守して行うようにしてください。

- ・風の強い日の焼却行為は控えましょう。
- ・周囲に燃えやすいものがないか必ず確認しましょう。
- ・焼却中は消火用のバケツや消火器具を準備し、残り火は確実に消しましょう。

焼却中はその場から絶対に離れないでください。

野焼きは原則禁止されています！

家庭や事業所から出るごみを地面への素掘り穴、ドラム缶、簡易焼却炉等で焼却する行為（野焼き）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」によって、原則禁止されています。

例外として認められる焼却

- 1 農林業者（園芸サービス業者を除く）が、自己の農業または林業の作業に伴い行う焼却であって、**軽微なもの**
- 2 日常生活を営むうえで通常行われる焼却であって**軽微なもの**
- 3 屋外のレジャーにおいて通常行われる焼却であって**軽微なもの**
- 4 教育活動の一環として通常行われる焼却であって**軽微なもの**
- 5 地域的慣習による催しまたは宗教上の儀式行事のために必要な焼却
- 6 消火訓練に伴う焼却
- 7 災害の予防、応急対策または復旧のために必要な焼却

「**軽微なもの**」とは

煙の量や臭いなどが近所の迷惑にならない程度の焼却のことです。

※法令の規制を受けない焼却でも、煙の量や臭いなどが原因で通報があった場合、市の指導の対象となります。

焼却してはいけないもの

例外として認められている焼却行為であっても、次に示す1～4については燃やしてはいけません。法令で禁止をされており、**違法行為**となります。

- 1 合成樹脂（農ビニール、農ポリ、マルチ、ネット類、肥料袋など）
- 2 ゴム
- 3 油脂類（鉱物油及び有機溶剤を含む）
- 4 布
- 5 紙
- 6 木材（伐採木及び木の枝を含む。）

収穫残渣をやむを得ず焼却する場合には、焼却の方法（風向きに注意する・燃やす量を小分けにする・十分に乾燥させるなど）に配慮するとともに、完全に消火されたことを確認するまでは、現場から離れないようにしてください。